

議会改革推進会議第4回会議

1 日 時 令和元年12月12日（木）午後3時00分開会
午後3時53分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 筱岡貞郎
委員 五十嵐務、山本 徹、藤井裕久、
永森直人、川島 国、井加田まり、
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正

4 協議の経過概要

筱岡委員長 ただいまから第4回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、常任委員会のインターネット録画配信、危機管理対応、議会報告会の試行の3項目について御議論いただきたいと思います。その後、広報編集委員会での協議内容について山本委員から報告いただきます。

また、事務局が広島県議会におけるIT活用によるペーパーレス化の取り組みを調査してきましたので、その概要を報告いたします。

それでは、協議事項の1、常任委員会のインターネット録画配信についてであります。

お手元の資料1をごらんください。

前回の会議では、いま一度各会派に持ち帰って御検討いただき、各会派の検討状況についてのすり合わせもしながら議論を進めることとしました。

前回の会議終了後、各会派における検討内容等を整理したものが資料1であります。

ごらんのとおり、考え方に隔たりがあり、このまま議論を継続しても平行線になるのではないかとと思われます。

そこで、私の私案であります。来年度は執行部とも調整の上、既に設備が整っている大会議室を使用しております経営企画委員会で試行的に録画配信して、県民の声も聞きながら継続検討してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 異議がないようでありますので、それではそのようにしたいと思っております。

しかしながら、試行するに当たっては予算が必要となります。そこで、県民の意見を踏まえた検証、検討もできるよう、2回程度録画配信することとし、これまでの実績も踏まえ、録画に対する経費とクラウド使用料を財政当局に予算要求したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 異議がないようですので、それでは、そのようにしたいと思っております。

積算などの詳細につきましては、私に御一任いただきたいと思います。

次に、協議事項の2、富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）について御協議いただきたいと思います。

これにつきましては、元年度行動計画の4、新たな機能強化の取り組み、3、危機管理対応で、「大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方にに基づき、その具体的な内容を検討する」としております。

協議に当たって、私のほうでたたき台と検討項目を整理した資料を作成し、皆様方のお手元に配付しておりますので、事務局から説

明させます。

事務局（山崎次長・総務課長） 山崎です。

資料2をごらんください。また、適宜別冊でお配りしておりますマニュアル案を見比べていただければと存じます。

概要は今副議長がおっしゃったとおりでございまして、基本的な考え方が整理されております。

枠の中ですが、（1）富山県議会は、災害対策本部に協力・支援し、議会事務局に窓口を設けること、（2）は、議員は、それぞれの地域で活動すること、（3）議会の提言・提案機能の発揮というところが基本となっております。

そこで、2番のマニュアル作成の方針ですけれども、危機管理対応マニュアルの作成に当たりましては、議会の対応、議員の対応、それから名称も含めまして、たたき台として作成したものでございます。

（2）のとおり、地震対応のフロー図ですとか安否報告の様式も添えております。

3番、全国の状況ですけれども、参考に、全国の状況は次の次の2枚めくったところにつけておりますけれども、ちょっと資料が古いのですが、34都道府県で危機管理マニュアルなどを作成しております。そのうち半分の17府県で、議会の対応や議員の対応について定めております。残りの半分は、議会開会中や事務局の対応のみ、議会を開会しているときに地震が来た場合にどうしようかというところを定めたものでして、議会として、議員としてというものを定めたものではないというものが約半分でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目。富山県危機管理理対応マニュアル（仮称）の概要というものをごらんください。

作成の目的は、緊急時の初動体制の確立と議会改革の円滑な実施、2番、議会の対応としましては、ごらんのとおりでございまして、窓口につきましては総務課を窓口にさせていただきたいという案に

なっております。

なお、米印のところですが、災害対策本部への職員のオブザーバー参加につきましては、今担当課まで了解ということになっております。

3番、議員の対応ですけれども、まず御自身、御家族の安否の確認をしていただくと。次に、(2)で、地域で情報収集を行っていただきまして、(3)で被災地調査等がありましたら御協力いただきたいと。それと、最近、台風の影響で通信障害などが発生しておりますけれども、そうした場合は、最寄りの県機関等、市役所とかでもいいんですが、そこで安否の連絡をとっていただくようお願いしたいというふうにしております。

それで、御検討いただきたいところですが、時系列での行動概要としておりますけれども、ほかの県によりますと、安否報告は発災後3時間までをめどにしましょうとか、1週間後には議会を再開しましょうなどと目安を定めている例がございますので、災害はさまざままで、そこまで具体的に記載は今回しておりませんが、御検討いただければと思います。

続きまして、4番の富山県議会危機管理(災害)対策会議(仮称)設置ですけれども、議会の災害対応を一元的に行う組織として検討したものです。

案では、各会派の代表者会議に被災地選出議員を加えたものでどうかという案にしておりますけれども、検討の②にありますとおり、そもそも設置が必要なのかということ。今あります各会派代表者会議ですとか議会運営委員会で対応できるのではないかという御意見もあり、設置していない県もありますし、設置している場合であっても、正副議長と事務局長だけというような組織もありますので、さまざまな対応がありますので、本県でどうするかということをお議論いただきたいと思います。

また、検討③で、設置する場合の、いつ開催するかということで

すが、検討の①とも関連しますけれども、ほかの県では、震度6以上があった場合は、発災から5日後の午後1時というふうに具体的に決めているような県もございました。

飛ばしまして、6の訓練等というところです。検討の④のところにありますけれども、具体的な訓練の実施ですとか、検討の⑤、備蓄や装備などについて検討してはどうかということですが、今建設中の防災危機管理センター（仮称）及びその備蓄機能なんかも見きわめる必要があるかと思いますので、これにつきましては、もう少し時間をかけて検討してもよいのではないかと考えております。

最後に、7番、対応例ですが、別冊の5ページをお開きください。

5ページにつきましては、突然発生する地震につきまして、議会の本会議開会中に発災した場合にどういうふうに対応していくか。

今説明したようなことがここに書いてありまして、5ページ目をお開きいただきますと、地震発生時におけるフロー図ということで、1番、5ページは本会議を開会中に発災した場合にどうするかと。まずは様子を見て暫時休憩しながらという流れになりますし、次の6ページは、これは常任委員会を開催しているときに発災した場合にどういう対応をとればいいのかということ。7ページは、閉会中もしくは議案調査日に発災した場合にそれぞれどういう対応をとればいいのかという目安をつくってみたものでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。御検討よろしく願いいたします。

筱岡委員長 それでは、各会派の御意見をお伺いしたいと思います。

まず自民党さん。

藤井（裕）委員 まず、副議長のほうでこれだけのものをまとめていただきまして、ありがとうございました。

昨今の状況を鑑みると、議会が停滞してはいけないということで、個別具体的なものをまずつくるという前提は1つ大事な事かなと

思っています。

それで、初めてこういうふう具体的にでてきましたので、大まかな流れ、マニュアルの仮称、この案が配ったのを見せていただいて、もうちょっと読み込みも必要ですけど、過度にたくさん書いてあっても機能しないということもありますので、この程度の形がいいのではないかと。

前半のほうは、今、山崎次長がおっしゃったようなことがきちっと書いてあるというふうに、ぱっと項目だけ見てお見受けしました。

フロー図等々もわかりやすくなっておりますし、ただこれは、ここでまだ変更等々もんでいけばいいのですが、やっぱり大事なものは、周知徹底もそうですけど、すなわち訓練でありますので、こういうことも含めて、ちょっと皆さんの意見をいただければどうかなと今ぱっと見て思いました。

フロー図もぱっと目で流れを見ていって、ああ、こうなるんだなとすぐわかりますので、いいのではないかなと思っています。

あと、後ろのほうの別紙、報告連絡様式ですけど、これも最低限のことをきちっと書くみたいな欄の少ないものになっていますので、ほかの方もちょっとまた見ていただいて意見を伺えればと思います。

以上です。

筱岡委員長 自民党さんで、まだ何か意見はありますか。

藤井（裕）委員 気がついたらその都度また言ってもらえば。

筱岡委員長 では後ほど。

それでは、社民党さん。

井加田委員 大体基本的なところは了ですけど、マニュアル、もう少しポイントというか、本当に必要最小限なところで、そのときに何をすべきかというところがわかるような、大体冒頭の説明のところはすっと入りますが、後からいただいたもの、例えばフロー図にしても少し、書き込みが多いものだからこうせざるを得ないのかもしれないけど、もっと簡単に、こんな場合はこう、あとは地域で頑張っ

てくださいよとか、もう少しフロー図というか行動がわかるように計画を鮮明にしたほうがいいのかなどという印象を持ちました。

いずれにしても、もう少し中身を見させていただいて検討したらいいかなというふうに思いますけど。

筱岡委員長 では共産党さん。

火爪委員 検討①②③、④⑤は後でもいいというお話がありましたが、これも今議題になっているということですか。検討の①②③についても今議題になっているということですか。

筱岡委員長 フロー図だけじゃなくて、全体。

火爪委員 それも含めてですね。

筱岡委員長 はい。

火爪委員 でしたら、皆さんおっしゃるように、もうちょっと時間をかけて議論する必要があるのではないかと考えています。

いただいたこの仮称の全体については、おおむねこれでいいと思います。

それで、時系列については、はっきり書かないほうがいいのかと思います。状況に応じて議長名で参集を決めていただければいいので、最初から四角四面に決めておかないほうがいいのかと考えています。

それから、各会派代表者会議は、緊急時に各会派代表者会議をそういう組織に移動すると、位置づけると書けばいいのではないかと考えています。

それから、開催時刻も具体的には書かないほうがいいと。適宜、招集などについては議長の判断で行うというふうに書いておけば、柔軟に対応できるのではないかと考えています。

以上です。

筱岡委員長 では公明党さん。

吉田委員 議会の対応もこの3点、執行部の協力支援とか窓口の一本化、国、関係機関の要望、これでいいと思いますね。

あと、議員の対応ですけど、このフロー図、時系列の行動の概要になります。先ほど誰か言っていました。やっぱり何かもうちょっと工夫が必要だね。何となくまだ縦に流れていくというだけで、もうちょっと何かこう、少し工夫が必要だと思います。

あとは、検討の、例えば備蓄のことだとか防災服、これは時間をかけてやっていかないとわからないのではないかね、これ。そういう面で、とにかくなるべくわかりやすい資料に努めていただきたいということですね。

筱岡委員長 至誠さん。

杉本委員 基本的にはこれでいいと思います。それで、今、社民党さん、共産党さんが言われたように、あまり細かいことまで書くと頭が混乱してくる。だから、割と、どう言えばいいか、そこは流れの中でやる分があってもいいと思う。書いてしまうと何か…、逆にとられるような気がする。

それと、4番の県議会の対策会議、これは必要ないと思います。基本的にはやっぱり、何もしないというのはおかしいけれども、すっきりした形で、わかりやすい形で、そのほうがいいと思うので、大ざっぱに言えば、これで大体いいのではないかと思いますよ。

筱岡委員長 自民党さん、まだ何か意見ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 それでは、各会派から一通り御意見をいただきましたが、ただいま御指摘のあった点を踏まえ、たたき台を見直し、次回以降協議したいと思います。

藤井（裕）委員 すみません、1つだけいいですか。

私、さっき火爪委員がおっしゃった既存の組織を、今杉本委員は要らないと言われましたけど、やっぱり対策会議は必要だと思っているので、既存の組織はなるべくそちらの危機管理の対応会議のほうに当てはめていくと。例えば各派代表者会議が主になってとか、そういうふうなイメージというのはやっぱり大事、議長、副議長の

役割はどうだとか、各委員長の役割はどうだとか、既存の組織だと既存の設備、これは危機管理センターもありますけど、そういうものを利用して、本部は例えば議会棟のどこに置くだとか危機管理センターはどこに置くだとかを含めて、最終的にはそんなイメージになるんじゃないかなと思っていたんですけど、いずれにしても、皆さんの意見をもうちょっともんでいただければと思います。

以上です。

筱岡委員長 その御意見も踏まえた上で、また次回以降、協議したいと思います。

また各会派に持ち帰って、きょう初めて見られたと思いますので、また検討していただきますようお願いいたします。

次に、協議事項の3、議会報告会の試行について御協議いただきたいと思います。

前回の会議では、産業振興特別委員会の活動目的を阻害しないよう整理し直し、無理のない計画にするようにとの御指摘がありました。

そこで、産業振興特別委員会の稗苗委員長、井加田副委員長と協議し、修正案を作成しましたので、改めて御提案したいと思います。

修正案を事務局から説明させます。

事務局（大木議事課長） それでは、資料の3をごらんください。

議会報告会の試行修正案について御説明いたします。

左上のほうにも書いてありますが、下線部が前回の会議からの変更箇所であります。

3の大まかな流れの修正案のところですが、吹き出しにもありますとおり、前回の会議で提案いたしました各会派からの活動報告は行わないということにいたしまして、また、議会報告会を特別委員会の活動終了後に変更いたしました。

このように見直すことによりまして、3の（1）にありますとおり、委員長の開会の挨拶、それから（2）の現地視察・意見交換とい

う、ここまでを特別委員長の進行によります産業振興特別委員会の活動ということにしまして、3の(3)にありますとおり、ここで例えば私が進行を務めさせていただいて、議会報告会という形に明確に区分できるのではなかろうかと思っております。

そして最後に、(4)にありますとおり、副委員長から全体の閉会の挨拶をいただくという形にいたしました。

なお、この閉会の御挨拶の中では、議会報告については簡単なお礼程度にさせていただいてはどうかと思ったりもしております。

それからまた、次ページをごらんください。当日の次第書の案を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上であります。

筱岡委員長 それでは、この案を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 異議がないようです。

それでは、この案により議会報告会を終了したいと思います。

協議事項はこれで終了しました。

次に、広報編集委員会の概要について、山本委員から報告をお願いします。

山本委員 去る10月25日金曜日、それから昨日、第3回、第4回それぞれ広報編集委員会を開催させていただきました。

試行的に発行する広報紙につきましては、前回申し上げましたとおり、A、Bの2種類の広報紙をつくりまして、来年の6月をめどに、予算議会である2月議会を題材にして試行発行するということで準備をすることとなりました。

Aはタブロイド判8ページの新聞型、これまでのいわゆる議会日より形式のもの、BはA4判12ページの雑誌型で県民目線の問いかけに答えるものとしているところであります。

試行でございますので、議会活動に関する広報を効果的に展開す

る方策を検討するため、A、B、2種類の広報紙の比較評価や、新聞折り込みの効果検証、また若い世代への効果的な広報などにつきまして、公募による企画提案で実施をしてまいりたいと予定をしているところでございます。

今後につきましては、試行に向けまして、紙面の内容や発行部数あるいはプロポーザルの詳細や面接などについて順次進めてまいるところでございます。

なお、次回の2月議会が題材になるわけでございます。この際、議会質問や答弁の要旨を実際に試行する広報紙に掲載をすることになりますので、その際、それぞれの質問者の皆さん方に責任を持って原稿を校正していただくことで申し合わせをしたところでございますので、そこらあたりのところ、周知徹底をしていただきまして、議会事務局や当局に過度の負担にならないように、皆さんと一緒に作り上げていただくようにしていただけると大変いいと思いますので、その旨よろしくお願いいたします。

以上であります。

筱岡委員長 広報編集委員会については、ただいま山本委員から御報告があったとおりですので、御了承お願いいたします。

次に、行動計画4、新たな機能強化の取り組み、1、議会におけるIT活用の検討に基づき、事務局職員を先進県である広島県に派遣し調査させましたので、その概要を報告させます。

事務局（大木議事課長） それでは、資料4をごらんください。

広島県議会における取り組みについて御報告いたします。

1つ目、導入の経緯でありますけれども、平成29年3月の1期議員による提言を受けまして、同年5月、議会改革推進委員会議会運営検討部会で検討を開始。翌年1月、議会改革推進委員会議会運営検討部会から中間報告がありまして、同月、中間報告のとおり議会改革推進委員会です承、各派代表者会議でタブレット端末の試行的導入を決定されました。

それで、平成30年11月の特別委員会から試行導入を開始されてきて、下にありますとおり、順次、試行の範囲を拡大されてきています。

概要でありますけれども、経費面等を中心に整理してみました。

まず、タブレット端末とクラウド型のファイル管理システム、こういったものを導入しておられます。

それから、次ページに行きまして、議会の無線LAN、Wi-Fiになりますけれども、こういったものを整備されてきて、1年当たり約1,000万円の経費がかかっているということでありました。

それから、それとはまた別に、初期投資といたしまして、議会の無線LANの構築の経費ですとか、それから導入経費等で約1,200万円程度かかったということでありました。

それから3番目、タブレット端末の使用範囲でありますけれども、こちらのほうは各派代表者会議、それから議会運営検討部会で決定されておりました、公務に限定いたしまして、全額公費負担、それから使用可能な会議については、1のところでもごらんいただきましたけれども、順次拡大をしてきておられまして、年度内には本会議、それから常任委員会、特別委員会、全員委員会、決算特別委員会、予算特別委員会となる予定となっております。

4番目、ペーパーレス化の対象でありますけれども、知事提出議案、それから委員会の資料でありますけれども、試行中は紙媒体と併用されておりました。

なお、日程などの当日議場配付資料ですとか意見書などの最終日の議員の提出議案、こちらのほうは紙媒体で配付されておりました、また招集通知など、こういったものについては、従前のおり、紙媒体と電話等によりまして連絡をされているということでありました。

それから、5番目の効果と課題でありますけれども、広島県議会では議員、それから議会活動の活性化の環境整備を導入目的とされ

ておりまして、一応次のとおり整理をされています。

効果のほうですけれども、議会外での資料の閲覧、それから、資料管理等の利便性が向上したと。特に当初予算案、2月定例会のように当初予算のときは説明資料も非常に分厚く、また関連の説明資料なども膨大になります。それから、議案書についても分量が多いです。こういったものをなかなか、やっぱり一々持って帰るとかというのも大変だというようなこともあるんだと思うのですけれども、議会外でのそういった資料の閲覧も可能になったと。それから、資料の管理もしやすくなったと。こういったことであります。

それから、説明員と委員の資料の同時表示、これは委員会では事務局の職員がタブレット端末の同期化を操作されていて、執行部が見ている資料と、あと先生方がごらんになっている資料がページも全く一致して、同じものをきちっと見ていただけるようになっていて。そういったような同時表示などによりまして、会議の運営等の効率化が図られた。あるいは、これからではありますけれども、紙資源が削減できるのではなかろうかと、こういったようなことであります。

課題といたしましては、端末の安定的な運用、どうしても一斉につながりますので、一斉通信時のふぐあいなんかちょっと出てくるんじゃないかといったこと。それから、タブレット端末の機能、多岐にわたっておりますので、こういった多岐にわたる機能をどう活用していくかと。そういったようなことを言うておられました。

なお、令和2年度の本運用に向けまして、その開始時期のほか、紙資料の取り扱いですとか、それから、現在はまだ本会議場、それから予算特別委員会、こういったところへのタブレットの持ち込みは認められていないのでありますけれども、そういった場への持ち込みなどについて協議、それから検討されているということでありました。

以上が、広島県議会におけます取り組みについての調査結果の報

告であります。

なお、昨年度、神奈川県議会のほうを調査してまいりましたけれども、そちらのほうと比較できるように、資料4の参考資料という形でお配りしておりますので、御確認いただきたいと思えます。

説明は以上であります。

筱岡委員長 このペーパーレス化の取り組みについては、都道府県においても実施されつつありますが、その効果についてはこれから明らかになってくるものと思われます。

したがいまして、他県の情報を収集するなど、議会におけるIT活用の検討については、必要な調査を行いながら、引き続き研究していくこととしてみてはいかがかと思えますが、何か御意見等はございますか。

永森委員 今、要は、運用コストが年間、毎年1,000万円かかるというふうにお聞きして、非常に高コストだなというのが聞いた第一印象なんですけれども、最初1,200万円かかるのは別にして、毎年また1,000万円ずつかかってくるというと大変な負担でありますので、他方で、今、市町村議会でも射水市が運用を既にしておりまして、でも果たしてそんなに多額のお金かけてやっているのか、どうなのかなと思っております、すみません、お願いいたします。

筱岡委員長 県内の状況も含めて、事務局わかりますか。

事務局（大木議事課長） それでは、少し補足させていただきます。

タブレット端末のリースだけではなくて、その下にもありますけれども、クラウド型のファイル管理システム、これは一応クラウド、箱を借りるそういった経費。それから、次ページをごらんいただきたいのですが、議会の無線LAN、Wi-Fiのアクセスポイントの機械ですとか、それからやっぱりセキュリティー対策ということで、ファイアウォールを新たに入れられたり、あるいは管理用のサーバを入れたりだということで、新たにハード整備もしておられます。それらのリースが必要だということもありまして、そこ

そこかかっていると。

市町村の議会ではどのようにされているのかちょっと存じ上げないのですけれども、例えば神奈川なんかは、最初4Gでやっておられたそうなんです。ですけど、やはり大人数でアクセスするとつながりにくいというようなこともありまして、Wi-Fiが必要だろうということで、神奈川は執行部のほうとあわせて、Wi-Fiのほうをアクセスポイント整備して、共同で整備をされて経費負担をされているということでありました。

ちなみに、今ほど広島県のほうは1,000万円程度かかっていますというふうに申し上げましたけれども、台数の問題もありますが、例えば、昨年度見てまいりました神奈川県は、先生方は105人です。1年当たり5,000万円かけておられます。それはやっぱり、見比べてみると、今ほど言いましたアクセスポイントをどうするのかとか、それからファイアウォールを何台入れるのかとか、サーバを何台入れるのかとか、情報担当部局との調整の中で、こういったハードが必要になってくるのかということも影響してくるのかなと。

なので、一概にこれを単純にぱっと当てはめて、じゃ、富山県議会、例えば広島県は今64人だそうですが、うちはその3分の2ぐらいだから、じゃ、これの3分2ぐらいになるのかねと言ったら、多分決してそうではないのではないかという気がいたします。

それから、建物の構造も、アクセスポイントを設置するに当たっては影響してくるのかなと。そういったところで経費がかかっているのではなかろうかと、調査して聞いておりましたらそんな気がいたしました。

以上です。

永森委員　ですので、必ずしもこの神奈川なり広島で行っているセキュリティー等々も含めてですけど、要するに、公表している資料を中心に端末で扱っているということであれば、じゃ、どこまでセキュリティーということに厳しくやらないといけないのかですとか、

やっぱりこういうペーパーレス化というのが世の中のいろんな流れの中で今後起きてくるとしたときに、いかに最低限必要なものを上手に、きょうなんかでもたくさん意見書がだつとありますけど、ああいうのもやっぱり紙がもったいないし、事務局の方も大変だろうなってやっぱり思うので、ああいうものが電子媒体になってくると非常にコストカットにもなると思いますので、なるべく低いコストでいかに効率的なものができるのかというあたりを、逆に言うと、いかにして導入できるのかというところの視点で、ぜひともまたいろんなことを調べていただけると大変ありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

川島委員 永森委員に関連しますが、今後いろいろ効果を調査していくということではありますが、ぜひポイントとして押さえていただきたいなという点でありますけど、紙を削減していくわけでありまして、できれば決算ベースでどれぐらいの紙資料が削減できたのか、金額ベースで、わかる範囲で結構ですので、そういうところは押さえていくべきだなと。

同時に、コピーなり紙資料をつくる際にかかる労力、時間がどれだけ削減されているのかというところを効果で目に見える形ではかることができれば、1,000万円以上、結構かかるということですけど、その対比でもって効果をあらわせるのかなと思いますので、そこら辺のポイントを押さえていただければなと思います。

事務局（大木議事課長） それでは、追加で説明させていただきます。

神奈川ですが、昨年お邪魔しました際に、まだ正確といいますか、検証中だということであったのですが、一部紙の削減を図りまして、大体導入前の半分ぐらいになったとおっしゃっていました。

見直しを進めるに当たって、検証をしたいんだと、検討しているんだということでありましたので、そのあたりは私どもも注視していかなければならないと思っております、引き続きそういった検証結果なども調べてみたいと思います。

それから、他県の状況ですけれども、神奈川が一番都道府県では早くて平成28年から入れています、その次に早かったのが沖縄と広島であります。したがって、これから少しずつ見えてくるのではないかなと思われま。

あと、東京や山梨も入れたと聞いていますので、そのあたり、どういう効果があるのか、またきちっとウォッチしていきたいと思いま。

筱岡委員長 ほかに。

どうぞ。

火爪委員 皆さんいろいろ言われたとおりでと思うんですけど、例えばどれだけ便利になったのかという実感がわからないか。例えばさつき永森委員からお話がありました。ペーパーレスの対象、大体最終日の本会議の意見書や議員提出案は紙媒体で配付しているとか、招集通知なども従前どおり紙媒体でやっているって、今広島、こういうところから先にペーパーレスになったほうが便利なのではないかなと思うようなところが、意外にかゆいところに手が届いていないという印象を受けていま。

それで、もう少し様子を見るという、広島や神奈川、他県の状況をもう少し見せていただいて、こっちから行くのか、誰か代表に講師として来ていただくのか、機材つきで来ていただかないと実感は湧かないかもしれませんが、もうちょっと様子を見て実際に見てくるという手もあるのではないかなと思っていま。

以上です。沖縄までは行けませんけど。

筱岡委員長 ほか、ございますか。

藤井（裕）委員 今皆さんおっしゃったように、これでどんなハードが必要でどんなソフト、ファイアウォール等々も含めて必要なのかということの実感がある程度出ましたので、これを富山県議会に置きかえるとどうなるのかなというところをもうちょっとやっぱり検証してみたいなと思いま。

もちろん他県の先進事例の中で、コストだとか、スピードだとか、皆さんへの情報伝達を含めてどういうふうになってきたかだとか、そこら辺も情報がまだもう少し欲しいなというところだと思いますので、よろしくお願いします。

筱岡委員長 それでは、先ほども申し上げたとおり、引き続き調査研究するという事です。

次に、次回の会議についてですが、来年1月下旬から2月初旬に開催することとし、今年度の取り組み状況の確認などをしたいと思っております。

別途に日程調整させていただきたいと思っております。

他に何かありませんか。

藤井（裕）委員 すみません、1つ自民党から提案させていただきたいと思うんですけど、事務局、ちょっと用意した資料を配っていただけますか。

（資料配付）

藤井（裕）委員 富山県議会会議規則の改正についての検討をこの会議でぜひお願いしたいということでもあります。

それで、最近これ、民間企業では当たり前になっておりますことでありまして、ちょっと読み上げますので、皆さんにまず認識していただきたいと思います。

仕事と介護や育児等の両立、推進は重要な政策の一つであり、特に男性の育児参加は少子化対策の大きな柱となっている。これは本県でそのとおりであります。

県議会議員みずから介護や育児等を担うとともに、社会全体で仕事と家庭の両立支援の機運醸成を図ることは大きな意義があります。

そこで、富山県議会会議規則の欠席理由に、育児、家族の看護または介護等を追記することを検討するものをぜひお願いしたいというふうに、この会議で検討していただきたいと思います。

例えばその箱囲みにあるように、欠席の届け出と。第2条、議員

は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届けなければならないという今の運用になっております。

それを幅広く議長裁量で何でもできるという読み方になっておりますが、世の中の流れだとか、いろんな法律だとか等々を見ましても、その労働規約だとか会社の規則を見せていただくと、例えば介護だとか看護だとか育児休暇だとかも含めて、そこら辺は法にのっかって明記するというのがスタンダードになっていますので、論点としては、議員の欠席事由として、育児、家族の看護または介護等の事由を追加して明記すべきではないかと。今申し上げたとおりであります。

箱の中、仕事と家庭の両立の観点等から、これらの事由を追記すべきかということ、そして、全国では8県が看護、介護等のほか、育児、家族の弔事、配偶者の出産補助などを明記している例があります。

民間企業とのバランスや県民感情から見てどうかという視点もあります。

その他の事項は、会議に出席できない場合の一切を含み、現行の規定で対応できるものとの考え方もあるということです。

論点2としましては、具体的な取得手続や欠席日数をどうするかということであります。論点1と同様、民間とのバランスを考える必要があると。当日の開会時刻までに届け出がない場合を想定すべきかどうかと。議員には勤務日や勤務時間の規定はなく、上限などは決めにくいのではないかとという論点もあります。

論点の3としては、欠席した場合の報酬や期末手当についてどう考えるかと。これは県民から見た場合の大事な論点になるのではないかと考えています。

箱の中に行きまして、減額等の規定がないと県民の理解が得られないのではないかと。全国8府県では、長期欠席の場合、報酬または

期末手当の減額が定められている規定があります。減額について定めがあったほうが、逆に我々としても利用する立場は利用しやすいのではないかということでもあります。

次のページには、今ほど言いました、既に規定のある県、あるいは議員報酬の向かって右の縦列ですけど、議員報酬等の減額規定もあるところは埋まると記載してあります。検討しているところは三角ということでもあります。

以上の点で、せっかく議会改革推進会議があるわけですから、こういうことも議題に取り上げていただければと思います。

以上です。

筱岡委員長 これについて事務局から何かありますか。特にないですか。

事務局（山崎次長・総務課長） はい。

筱岡委員長 それでは、検討材料のまた1つとさせていただきます。

藤井（裕）委員 次回までまた皆さんにもんでいただいて。

筱岡委員長 次回までまた会派で検討していただきたいと思います。

それでは、火爪委員。

火爪委員 私は簡単な要望で、行動計画の中と関連するかどうかわからないんですが、我が党の津本議員の地元の人たちから、県議会の質問をケーブルテレビで見れないがどうなっているんだという話があったと。えっケーブルテレビでやっているでしょうって言ったら、市町村は昼ケーブルテレビで中継すると同時に、夜にケーブルテレビの録画放送をしているんですって。働いている人たちは、ケーブルテレビで夜、昼間の議会の様子をごらんになっているそうです。射水市はそれが当たり前になっているので、見られないと。県議会も見るようにしてほしいという要望があったそうです。

ほかの市町村のケーブルテレビがどうなっているかはわからないんですけど、ぜひ経費など調査して、試算をしていただいて、報告をしていただきながら、実現できればぜひ拡大実現をしていただき

たいという要望です。

藤井（裕）委員 ケーブルテレビ関係者なものですから答えますと、配信する側は、県議会は配信しています。富山市議会も配信しています。これ、配信する側は、ケーブルテレビの県の協議会があるわけです。だから、そこを通してですから、基本的には県議会は全ケーブルテレビ、全県に配信できるシステムが組み上がっていると。あとは受けるほうですね。受けて流すほうのケーブルテレビですけど、コミュニティーの自局のチャンネルを2つ持っていれば、例えば射水市議会と県議会が同時の時間に質問していても多チャンネルで流せるんです。ところが、1つしかコミュニティーとか独自チャンネルを持っていないところは、例えば県議会を生中継して、市議会を夜、録画中継するだとか、そういうふうに工夫しているわけです。

基本的には全部配信できるようにはなっていますが、今火爪委員がおっしゃったように、1つは昼で1つは夜だったり、同時に流していてもそれは、例えば富山ケーブルテレビさんは多チャンネルを持っていますので、富山市議会と県議会を同時に違うチャンネルで生で流したりしていますので、そういう違いはあるので、確かに住民の皆さんからすると、そういう話も出てくるのかなと思いました。

筱岡委員長 火爪委員が言われたのは、夜も再放送したらどうかというのですが。

藤井（裕）委員 それは、その局その局の事情なり。

五十嵐委員 それは各ケーブルテレビ事業者の判断だから。

藤井（裕）委員 そうなんです。

五十嵐委員 それは採算性の話だから、県議会は1日を出しているだけであって、あとはそれぞれのケーブルテレビなり市町村の判断。

火爪委員 だから、射水の場合は、県議会と市議会が重なるときは、県議会を脇に置いて市議会をやっているんです。

藤井（裕）委員 見れるはずですよ。チャンネルを2つ分けて見れているんです。射水の場合はね。

火爪委員 だから、それこそ、費用もって今詳しい御説明があったので、そういう仕組みも含めて改めて整理していただいて、県議会から市町村に要請していただく、個々のね、見れるようにしていただくという要請をすると。

藤井（裕）委員 要請というよりは、多分枠を買っているんじゃないですか。県議会としてね。だから、枠を2つ買うのか1つ買うのかみたいな話になるんじゃないかなと思いますけど。

五十嵐委員 県は1つしか買っていない。

藤井（裕）委員 でも、おっしゃっておられるのは2つ買えばどうかということなわけですから。

筱岡委員長 また事務局に、県内のケーブルの発信状況を次回まで調べていただきますので、事務局、それでいいね。

では、今の藤井（裕）委員の案、火爪委員の案についてはまた次回、検討なり調査を報告させていただきたい。

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 それでは、ないようでありましたら、きょうの議会改革推進会議を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。